

付1 小売物価統計調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は消費生活上重要な商品及びサービスの小売価格または料金を調査し、これに基づいて、消費者物価指数、その他物価に関する資料を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査地域

調査都市については、一般地区、繁華街地区の2種類の調査地区を、それぞれ調査地区に指定している。一般地区は、あらかじめ定められた数だけ無作為抽出した事業所調査区に隣接する4事業所調査区を合併したものである。この繁華街地区は、一般地区とは無関係に設定している。

(3) 価格報告者

各調査品目ごとに、各調査地域内において、その品目に対しての販売量の最も多い小売り店舗、または事業所等（以下「店舗」という。）の事業主を価格報告者としている。

(4) 調査日

毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日について調査している。また、生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物については、5日、12日及び22日を含む週の水、木、金曜日の3日を調査日とし、この3日間のうち、いずれか1日を含む前3日間の中値を調査している。

(5) 調査品目

家計支出上重要な580品目を調査している。これらの品目については、基本銘柄及び調査単位を指定しており、品目の性質、価格収集数（調査する店舗の数）などにより、次のように区分している。

A品目……一般地区で1地区1価格ずつ調査する。

B品目……1繁華街で3価格ずつ調査する。

C品目……1繁華街で3価格ずつ調査する。

D品目……1市で原則として1価格ずつ調査する。

E品目……全国又は1市で1価格ずつ調査する。

S品目……1市で定められた価格数ずつ調査する。

(6) 調査価格

指定した店舗で実際に販売している正常価格を調査している。廉売価格、災害に原因する一時的な異常価格、月賦販売多量販売による特殊価格および中古品の価格は調査しない。

※ 調査品目及びその品目の指数作成上のウエイトについては、45頁以降に掲載。